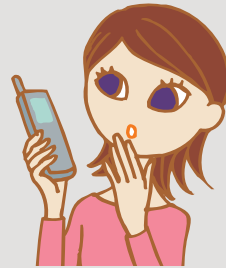


その電話大丈夫ですか？

〜悪徳商法にご用心

木下 崇



それは1本の電話から

朋香は就職活動を間もなく控えた大学3年生。就職がなかなか大変であるといわれるなか、有利に活動を進めるためにどうすればよいのか考える毎日でした。そんなある日曜日、1本の電話が事件の発端でした。

「こんにちは。こちらは、西新宿キャリアセンターの南といいます。経済大学3年の甲斐さんですか。」

「そうですけれど……」
『一体どこで電話番号が分かったのかしら』という朋香の疑問などお構いなしに南は話を続ける。

「行政書士という資格はご存じですか。お役所に提出する書類を本人に代わって作成し報酬を受けるといふ仕事をする人で①、国家資格の1つなんです。近頃の法律改正でこの資格に注目が集まり、また全国の行政書

士さんの数が少ないこともあって②、行政書士を増やしていこうという社会的な流れもあるんです。この資格を持っていると就職にも有利になるでしょう。どうですか、興味ありませんか。今がチャンスですよ！」

電話から飛び出してくるような説明に圧倒されながら、朋香は『就職に有利』というところに興味を引かれた。

「興味はあるんですが、法律に関する知識なんてまったくありませんし……。それに資格を取ってもそれを生かす方法も分かりませんので……。」

「大丈夫です。私どもでは法律に関する知識がまったくない人にも分かるような教材を用意しておりますし、郵便やインターネットを利用した質問制度も完備していますから安心してください。それに、資格を取られた後のサポートにも自信を持っています。仮に行政書士として独立・開業を望まれた場合にも、十分にやっつけていけるぐらいの体制は整っています。」

『何だか凄い話』。そう思いながら、なお迷う朋香に南は続けた。



TROUBLE

「甲斐さんと同じように就職活動を控えた皆さんもチャレンジしていますよ。私ももそんな皆さんをサポートしたいと思い、通常50万円いただいている受講料についても、学割ということで20万円にさせていただいています。どうです、良い機会だと思いませんか。」

結局、南の執拗な勧誘に押し切られるような形で、朋香は行政書士試験対策講座の申し込みをしてしまった。南の説明によると、西新宿キャリアセンターから届けられた教材を確認した後、同封の受講申込書に必要事項を記入し、受講料20万円の振込証明書とともに返送するように、ということであった。

教材が届いて、開けてみて

漠然とした不安とともに数日過ぎたところで、西新宿キャリアセンターから荷物が届いた。早速荷物を開け、なかを確認した朋香の不安は、より明確なものとなった。梱包されていた教材は、テキストが3冊とDVDが2枚だけであった。その他には、質問制度の利用に関する説明書と受講申込書および受講料の支払方法の説明書だけであった。

「たったこれだけ……。」
不安がつのる朋香は、友人に相談することにした。

「ねえねえ、純ちゃんどう思う。なんだか

だまされたような気がするんだけど……。」

「朋香、あんた完全にだまされてるよ。それって悪徳商法なんじゃないの?」③

「でも、一応教材なんかも入っていたし、受講料も相場程度④⑤ なんじゃないかとも思うんだけど……。」

「あんたね、そんなこといつているから悪徳商法なんか引つかかるのよ!」

もう純は悪徳商法に引つかかったと決めつけ、そんな朋香を批判するかの勢いである。しかし、不安が的中したとの思いから、朋香は早速西新宿キャリアセンターの南に電話を入れることにした。

「南さんですか。先日行政書士試験対策講座のご案内をいただきました甲斐です。教材をお届けいただいたのですが、講座の申し込みをキャンセルしたいと思えますので、ご連絡いたします。」

「いまさら何をいつてるんですか。」
先日の穏和で誠実そうな南とは別人のような対応である。

「こちらこそ慈善事業でやっているわけではないんですよ。それにひとたび契約が成立した以上解約はできないことになっています。」
「教材も箱を開けただけで封も切っていないですよ。それでもだめなんですか。」
朋香も食い下がる。

「解約には一切応じません。速やかに受講料を振り込んで申込書を送ってください。ブチッ。」

① 今日では、依頼された通りの書類作成を行ういわゆる代書業務のほか、コンサルティングを含む許認可手続の業務も行っているようです。また、後に出てくるクーリングオフの手続の代行も行政書士が行っています。行政書士の業務などについては、日本行政書士連合会のページ(<http://www.gyosei.or.jp/>)を参照。

② 行政書士は全国に37,000人、群馬県だけでも1,000人以上いるんですよ。少ないでしょうかね。まあ、弁護士との比較だと少ないのかなあ(弁護士は全国で20,200人、群馬県には130人程度)。

③ 典型的な資格商法でしょう。本件のように電話により短期間で簡単に取得できるかのように宣伝し執拗に勧誘して、講座や教材の契約を迫ってきます。このほか本当は公的な裏づけもない資格を取得するための講座の受講を勧誘したり、「もうすぐ国家資格になる」という根拠のない宣伝文句により勧誘したりする例もあります。

④ 朋香のいうとおり、行政書士試験対策講座の受講料として、20万円程度というのは、相場と大きくかけ離れるものではありません。問題は、受講料に見合ったサービス(講義・教材等)の提供があるかどうかです。

TAKASHI KINOSHITA

経済学部助教授。

講義科目は企業統治法、企業金融法、企業取引法、有価証券法。専門分野は株式会社法、保険法。

研究テーマとして、

- ・株主間における紛争の解決方法に関する研究。
- ・株式会社組織の実態と法整備に関する研究。

⑤このような性質をとらえ、法律上は諾成契約と呼ばれています。したがって、たとえば売り手の「売りましょう」という申し込みに対して買い手が「買いましょう」といえば、売買契約は成立することになります。

⑥本件のような契約も、原則として前述のような諾成契約であると考えられています。ただし、契約を結ぶときはいつもこのようなカタにはまらなければならないわけではありません。契約の当事者間でその方法などがある程度自由に決めることができます。したがって、刈谷のいうような考え方もできると思われます。

⑦、本件のように、突然の電話や自宅への訪問による勧誘などで、必要のない品物を買わされてしまったり、不当に高い金額で買わされてしまったりしたとき、時間をおいて冷静になって考えた結果 (cooling-off)、不要であると思えば、無条件で返品・解約ができるという制度を設けます。

⑧今回のような事例では、相手方に確実に「解約する」という意思を伝えることが重要です。ところが、これを電話などで伝えても「言った」、「いや聞いていない」という水掛け論になってしまうことがあります。そこでこのような事態を回避するために用いられるのが内容証明郵便です。これは、「いつ、どんな内容の文章を、誰が誰にあてて差し出したか」ということを郵便局が証明する手紙」といって良いでしょう。最近では、ネットを通じて内容証明を送ることもできます (<http://www.3hybridmail.jp/mpf>参照)。

⑨高崎市役所市民生活課市民相談室(027-3211-2227)または、群馬県消費生活センター(027-254-3000)、群馬県警生活安全部が最寄りの相談先でしょう。